

プロボノ人材への交通費・宿泊費等の支払いについて

1. 支払基準

項目	島しょ地域	左記以外（区部・多摩地域）
交通費	<p>○以下について実費を支払う。 また、自宅最寄駅から以下の各交通機関発着地までの交通費実費（電車・バス等公共交通機関）を片道 3,000 円を上限として支払う。</p> <p>◇航空券 ・往復航空券</p> <p>◇船賃 ・東海汽船 1 等往復運賃 ・「おがさわら丸」特 2 等寝台の往復船室運賃 ・「ははじま丸」往復運賃</p> <p>◇現地でレンタカー代等が発生する場合はその実費を支払う。</p>	<p>○プロジェクト実施上発生する交通費（電車・バス等公共交通機関）の実費を片道 3,000 円を上限として支払う。</p> <p>○怪我等の理由により公共交通機関を利用する事が難しい際のタクシー運賃。（上限 3,000 円）</p>
宿泊費	<p>○以下の通り支払う。</p> <p>◇小笠原 3 泊分を上限とし、1 泊あたり 8,000 円を支払う。</p> <p>◇その他の島 2 泊分を上限とし、1 泊あたり 8,000 円を支払う。</p>	支払いなし
会議関係	<p>○島しょ地域への現地訪問時以外でのミーティング参加の場合、右記「交通費以外で必要となる経費等」の対象とする。</p>	<p>○交通費以外で必要となる経費等</p> <p>◇シェアオフィスの利用料（交通費と合算して 1 回につき上限 6,000 円）</p> <p>【対象となる事例】</p> <p><例 1> 自宅と勤務先の距離が遠く、平日夜間のミーティング参加のため、駅ナカの BOX 型シェアオフィス利用。</p> <p><例 2> 出張中などやむを得ない理由により、ミーティング参加のためシェアオフィス利用</p>

2. 訪問回数

島しょ地域への現地訪問は、プロジェクト実施期間中原則1回のみ、上記費用を事務局が本委託費用内で負担すること。

3. 天災事変等に基づく派遣の延期または中止の際の支払いについて

(1) 船・飛行機が欠航し、渡航できなかった場合

急な欠航等により、交通費（当該プロボノ人材の住所から羽田空港・竹芝客船ターミナル・調布飛行場等まで）やキャンセル料が発生した場合、その実費分を支払うものとする。

(2) 現地で延泊が生じた際、1泊あたり8,000円を宿泊費として支払う。

以上